
第5回江府町議会9月定例会会議録（第3日）

令和元年9月20日（金曜日）

議事日程

令和元年9月20日 午前10時開議

- 日程第1 議案第77号 江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第2 議案第78号 江府町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 議案第79号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第4 議案第80号 令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第81号 令和元年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第82号 令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第83号 令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第84号 令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第85号 令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第86号 令和元年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第87号 令和元年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第88号 令和元年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第89号 令和元年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第90号 令和元年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第91号 令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）

（追加提出議案）

- 日程第16 議案第92号 江府町教育委員の任命について
- 日程第17 江府町議会決算特別委員会審査報告
1. 一般会計決算特別委員会（付託審査 議案第63号）
 2. 特別会計決算特別委員会（付託審査 議案第64号から議案第76号まで13件）
- 日程第18 委員長報告（陳情処理報告）
- （陳情第8号）日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
(総務経済常任委員会)
- （陳情第9号）核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情
(総務経済常任委員会)
- （陳情第10号）米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情
(総務経済常任委員会)
- 日程第19 発議第6号 国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護するべき」との勧告の撤回を求める意見書提出について
- 日程第20 発議第7号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第21 発議第8号 総務経済常任委員会の所管事務調査について
- 日程第22 発議第9号 教育民生常任委員会の所管事務調査について
- 日程第23 発議第10号 教育民生常任委員会の所管事務調査について
- 日程第24 議員派遣の件について
- 日程第25 閉会中継続調査について（議会運営委員会）
- 日程第26 閉会中継続調査について（総務経済常任委員会）
- 日程第27 閉会中継続調査について（教育民生常任委員会）
- 日程第28 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）
- 日程第29 閉会中継続調査について（庁舎等公共施設建設調査特別委員会）
- 日程第30 閉会中継続調査について（議会改革調査特別委員会）

出席議員（10名）

1 番 森 田 哲 也	2 番 川 端 登志一	3 番 阿 部 朝 親
4 番 上 原 二 郎	5 番 空 場 語	6 番 三 好 晋 也

7番 三輪英男 8番 川上富夫 9番 長岡邦一
10番 川端雄勇

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 下垣吉正

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石祐治	副町長	影山久志
教育長	富田敦司	総務総括課長	池田健一
住民課長	日野尾泰司	農林産業課長	川上良文
建設課長	小林健治	教育課長	加藤邦樹
福祉保健課長	生田志保	企画財政担当課長	松原順二
商工観光担当課長	末次義晃	会計管理者	藤原靖

午前10時00分開議

○議長（上原 二郎君） 時間になりましたので始めたいと思います。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

ただいまより令和元年第5回江府町議会9月定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

これから議案等に対する質疑を行います。

本日の議案質疑は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明は終わっております。よって一括議題としますが、質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第1 議案第77号 から 日程第15 議案第91号

○議長（上原 二郎君） 日程第1、議案第77号、江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第15、議案第91号、令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）まで、以上15議案を一括議題とします。

これから議案等に対する審議を行います。

日程第1、議案第77号、江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

議案第77号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第77号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第78号、江府町過疎地域自立促進計画の変更について。

議案第78号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第78号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第79号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

議案第79号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第79号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第80号、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第4号）。

議案第80号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第80号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第81号、令和元年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第81号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 1 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6、議案第 8 2 号、令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）。

議案第 8 2 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 2 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7、議案第 8 3 号、令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第 2 号）。

議案第 8 3 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

日程第 8、議案第 8 4 号、令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）。

議案第 8 4 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 4 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9、議案第 8 5 号、令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）。

議案第 8 5 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 5 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10、議案第 8 6 号、令和元年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

議案第 8 6 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 6 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 1、議案第 8 7 号、令和元年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算（第 1 号）。

議案第 8 7 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 7 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 2、議案第 8 8 号、令和元年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第 1 号）。

議案第 8 8 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 88 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 13、議案第 89 号、令和元年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）。

議案第 89 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 89 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 14、議案第 90 号、令和元年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）。

議案第 90 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 90 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

日程第15、議案第91号、令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）。

議案第91号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第91号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

これより、追加提出議案です。

日程第16 議案第92号

○議長（上原 二郎君） 日程第16、議案第92号、江府町教育委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今ご上程いただきました議案についてご説明を申し上げます。議案第92号でございます。江府町教育委員の任命についてでございます。江府町教育委員 賀本幹穂君は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を後任の委員に任命したいので、議会のご同意を求めます。住所 鳥取県日野郡江府町大字江尾1932番地2、氏名 賀本幹穂、昭和38年8月25日生まれ。なお、任期は、令和元年10月1日から4年間でございます。ご審議の上ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原 二郎君） 議案第92号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第92号、本案は原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上原 二郎君） 起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第17 江府町議会決算特別委員会審査報告

○議長（上原 二郎君） 日程第17、江府町議会決算特別委員会審査報告。会期中、平成30年度決算認定議案の審査を付託した各決算特別委員会から本日議長へ14件の報告書が提出され、これを受理いたしました。一般会計決算特別委員会、付託審査、議案第63号、特別会計決算特別委員会、付託審査、議案第64号から議案第76号まで14件を議題とします。

各委員会から、順次報告書の説明を求めます。

最初に一般会計決算特別委員会委員長、阿部朝親君。

○江府町一般会計決算特別委員会委員長（阿部 朝親君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 阿部朝親議員。

○江府町一般会計決算特別委員会委員長（阿部 朝親君）

報告書

1. 事件名

(1) 平成30年度鳥取県日野郡江府町一般会計歳入歳出決算認定について

2. 事件の内容 決算審査

3. 審査の報告 令和元年9月5日、第5回江府町議会9月定例会（第1日）において付託された上記決算について、令和元年9月9日、10日、11日に委員会を開催して審査した。

4. 決定及びその理由 本件について認定する。

5. 少数意見の留保 なし

本委員会においては、上記のとおり認定を可とする旨決定したので報告する。

令和元年9月20日

江府町議会一般会計決算特別委員会

委員長 阿部 朝親

江府町議会議長 上原 二郎 様

.....
——おはぐりいただきまして、
.....

30年度一般会計決算特別委員会参考意見

平成30年度一般会計決算は、31億7,058万円であり前年対比89.5%となっている。

平成30年度決算における実質公債費率は12.6%となり、平成29年度より、1.9%増加しましたが、早期健全化基準とされる25%を相当下回っており、福祉や防災対策に向けた投資は十分可能であるが、経常収支比率の90.2%は財政の硬直化を示している。庁舎建設の本格実施をはじめ、将来の大型事業を考えながらの、住民の福祉向上と安全、安心のまちづくりに向け、確かな財政運営に努力されたい。

総務課

(1) 新庁舎建設が始まり、町民の期待は膨らんできたが、これに伴い新しい防災体制、公共交通体制など、今までになかった行政対応が必要となってきます。

財政的にも将来にわたって厳しい環境が予想されますが、住民サービスの低下を招くことなく、本町の魅力をアピールしていけるまちづくりに取り組んでいかれたい。

(2) 今後防災無線の更新等大型事業が控え、財政の運営には、これまで以上に効率的な対応が望まれます。そのために有効な財源を確保し、事業の見直しや外部団体と緊密に連携するなど、財政の有効活用に努められたい。

(3) 委託事業者への費用対効果を常に考えた、事業内容の実績や効果の確認、さらに、委託費用に対する削減された役場業務の人件費等を活用しながら、新しい事業の政策推進や職員の新規採用、確保に努められたい。また、過疎化少子高齢化時代に向かって、町民生活の更なる向上を目指していただきたい。

住民課

(1) ますます厳しくなる過疎化少子高齢化時代には、公共交通機関の充実が本町の存続を占う

重要政策です。地域公助による有料ボランティア組織など、既存の交通体制に加えた新たな交通機能が求められている。町民の利便性を高める安心、安全な交通体制の構築に取り組みたい。

(2) 税の完納は町存続の要です。迅速な納税対策で財政健全化の礎とされたい。

福祉保健課

(1) 小学生・中学生のインフルエンザの接種は、町独自の施策として無料化に向け検討願いたい。また、人工透析などを必要とする重篤な病気が増えつつあることを鑑み、あらゆる機会をとらえ、予防講座など全町をあげ健康意識の醸成に尽くされたい。

(2) 人口減少の対策も本町存続には大きな問題です。空き家対策などあらゆる対策の実施を推進するとともに、各種組織との連携をより密にし、人口増減に常に強い認識を持ちながら業務の遂行を望む。

(3) 税の収入は行政遂行の上で最も基本となるところである。負担金などの徴収としっかり連携をとり、効率的な徴収方法を構築し、財政健全化に向けて努力されたい。

福祉保健課

(1) 本町は健康診断の受診率は県下でも上位を占め、診療体制も診療スタッフの献身的な努力で充実していると思いますが、独居化高齢化が進む中、より細かな対応が必要と思われる。保健福祉医療スタッフの確保と連携に今後も努力され、更なる住民サービスの向上を望む。

(2) より迅速な介護体制、幼児保育などの充実を図るため、医療機関や介護施設との連携に努力されたい。また、民生委員や健康推進委員など集落役員の業務の見直しによる担い手の確保と共に、連携強化促進のための組織改革を図られたい。

農業委員会

(1) 遊休農地の解消・荒廃防止の努力により、荒廃農地の拡大防止に成果を上げつつある。今後は、農地の集積促進、営農集落組織の推進など、農業産業課、商工会、観光協会など多様な団体と連携強化し、優良農地の更なる生産性を高める研究努力を望む。

農林産業課

(1) 高齢化が進む中、担い手不足はより深刻な問題になっており、認定農家の確保や集落営農の組織化が急がれる。その為の販売経路の拡大は重要な要素である。奥大山のブランド化、観光事業との連携など更なる努力を望む。

(2) 鳥獣対策は、近年ますます問題となっており、今後の農業政策の大きな障害である。新しい見地に立った対策が望まれる。カメラやIT機能の導入など、しっかり取り組んでいただきたい。

(3) 観光事業は、本町を支える重要産業である。観光スポットの保存、開発など他産業との連携を強化し、雇用の促進、交流人口の拡大に努められたい。

建設課

(1) 過疎高齢化が進み、土地の境界の把握が次第に困難になってきており、地籍調査の重要性が高まってきた。しかし、その進捗率は低く事業の早期展開を望む。

(2) 町道等の施設管理は、町民生活に大きな影響が生じる。しっかりとした人事配置、また地元との共同作業の推進等、住民サービスの向上や災害の未然防止に、さらに努力願いたい。

子供の国保育園

(1) 安心安全な保育園運営には、きちんとした職員体制が何より重要である。働きやすい職場環境はその大きな要素で、職員確保にも結びつく。職場環境の整備に今後とも努力されたい。

教育委員会

(1) 図書館は、学校教育社会教育の推進に重要な施設である。新庁舎建設を考慮した職場環境整備、職員確保も含め、今後も充実した運営に努力されたい。

(2) 生徒児童数減少の中、新しい教育環境が求められている。保護者や地域住民との連携をより強化し、ソーシャルワーカーなどの活用により、さらなる充実した学校生活を送れるよう研究努力されたい。

(3) いもこ塾の運営について、保護者の声を参考にするなど充実した運営を研究されたい。

(4) 社会教育の推進は、生きがいのある楽しいまちづくりには重要であり、各種団体の育成連携は必要不可欠である。人権教育と共に新しい視点を加えた活動を研究されたい。

.....
以上でございます。

○議長（上原 二郎君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

付託議案1件、江府町一般会計決算特別委員会は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり認定しました。

続いて、江府町特別会計決算特別委員会委員長、三輪英男君。

○江府町特別会計決算特別委員会委員長（三輪 英男君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 三輪英男議員。

○江府町特別会計決算特別委員会委員長（三輪 英男君）

.....
報告書

1、事件名

- (1) 平成30年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 平成30年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (3) 平成30年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- (4) 平成30年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (5) 平成30年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (6) 平成30年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 平成30年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (8) 平成30年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (9) 平成30年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (10) 平成30年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (11) 平成30年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (12) 平成30年度江府町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
- (13) 平成30年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定について

.....
——1枚おはぐりください。

2、事件の内容 決算審査

3、審査の報告 令和元年9月5日、第5回江府町議会9月定例会（第1日）において付託された上記決算について、令和元年9月12日委員会を開催して審査した。

4、決定及びその理由 本件について認定する。

5、少数意見の留保 なし

本委員会においては、上記のとおり認定を可とする旨決定したので報告する。

令和元年9月20日

江府町議会特別会計決算特別委員会

委員長 三輪 英男

江府町議会議長 上原 二郎 様

平成30年度特別会計決算審査参考意見

○住宅新築資金等貸付事業特別会計

- ・返済滞納者は年度末時点で6名である。督促状況は面接や電話でこまめに連絡を取っている。令和元年度には1名が完納の予定であるが、残りの債務についても引き続き徴収事務に努力されたい。

○国民健康保険特別会計（事業勘定）

- ・年度末における国保の世帯数は364世帯であり、前年より8世帯減少しているなか、国保税の正確な課税と収納に努めている。また、国保制度やジェネリック医薬品のパンフレットを作成しているが、将来の医療費負担や料率の上昇に備え、国保制度の健全運営の理解が一層深まるよう啓蒙活動をさらに強化されたい。

○国民健康保険特別会計（施設勘定）

- ・医科、歯科、福祉保健課と連携して町民の健康増進を図っている。また、質の高い医療行為維持のために医療機器の更新を行った。経営努力の結果として、訪問診療の増加、日野町、日南町からの来所者の増加がみられる。しかしながら経営的にはいま一つの工夫を要するとみられる。医療サービスの向上、現場スタッフの待遇改善と経営の健全化という厳しい命題に向け一層の努力を望みたい。

○介護保険事業特別会計（保健事業勘定）

- ・種々の症状に対する予防事業をさらに進められたい。

- ・施設利用待機者が皆無となるよう努力されたい。
- ・安心ホットライン設置事業について、停電時においても万全であるよう努められたい。

○索道事業特別会計

- ・今シーズンは営業日数が65日であった。全体を通して雪不足により営業は苦戦した。
- ・来シーズンの休止がすでに決定しているが、今季まで協力頂いた方々や企業に対し速やかにその旨を周知されたい。
- ・スキーシーズン以外の施設利用について早急に検討されたい。

○簡易水道事業特別会計

- ・年度末の給水人口は2,907人で普及率は99.83%であった。今後も計画的に施設の更新を図り安全で良質な飲料水の供給に努められたい。

.....
——1枚おはぐりください。
.....

○下水道等事業会計

- ・年度末における下水道接続率は93.24%となっている。衛生面や環境の為にも接続率向上の促進に一層努められたい。

.....
以上です。

○議長（上原 二郎君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

付託議案13件、江府町特別会計決算特別委員会は、いずれも原案を可とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり認定しました。

日程第 18 委員長報告（陳情の審査報告）

○議長（上原 二郎君） 陳情等の審査を付託した委員会の審査報告を議題とします。

審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、阿部朝親君。

○総務経済常任委員会委員長（阿部 朝親君） はい、議長。

○議長（上原 二郎君） 阿部朝親議員。

○総務経済常任委員会委員長（阿部 朝親君）

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

（1）件 名 （陳情第 8 号）

日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

（2）理 由 日本政府も先住民族として認めておらず、沖縄県民の気持ちを考慮するにこの勧告は受け入れられるものでなく、よってこの陳情は採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告する。

令和元年 9 月 20 日

総務経済常任委員会委員長 阿部 朝親

江府町議会議長 上原 二郎 様

おはぐりいただきまして、

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、趣旨採択とすべきもの

（1）件 名 （陳情第 9 号）

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情

（2）理 由 核兵器禁止は望むものだが、現在の日本を取り巻く環境は複雑な状況であり、

他の自治体との調和も必要と考え趣旨採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和元年9月20日

総務経済常任委員会委員長 阿部 朝親

江府町議会議長 上原 二郎 様

.....
おはぐりいただきまして、
.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、趣旨採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第10号)

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

(2) 理 由 辺野古移設は日本政府の決定事項であるが、この移設については沖縄県の中に意見の統一を見ていない状況であり、今後の動向を見極めるため趣旨採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和元年9月20日

総務経済常任委員会委員長 阿部 朝親

江府町議会議長 上原 二郎 様

.....
以上でございます。

○議長(上原 二郎君) これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

これは、各陳情ごとに行います。

日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(上原 二郎君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

続きまして、陳情第9号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

陳情第10号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

日程第 19 発議第 6 号

○議長（上原 二郎君） 日程第 19、発議第 6 号、国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3 番、阿部朝親君。

○総務経済常任委員会委員長（阿部 朝親君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 阿部朝親議員。

○総務経済常任委員会委員長（阿部 朝親君）

.....
発議第 6 号

令和元年 9 月 20 日

江府町議会議長 上原 二郎 様

提出者 江府町議会議員 阿部 朝親

賛成者 江府町議会議員 森田 哲也

賛成者 江府町議会議員 川端 雄勇

賛成者 江府町議会議員 川上 富夫

賛成者 江府町議会議員 三好 晋也

国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」

との勧告の撤回を求める意見書提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第 14 条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第 8 号、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を採択したことにより意見書を提出する

（意見書提出先） 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

.....
——おはぐりいただきます。
.....

国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」

との勧告の撤回を求める意見書（案）

2008年に国連の自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護すべき」という勧告が出て以来、日本政府は「日本には先住民族はアイヌ以外存在しない」と否定し続けているが、2014年までに更に3回も同様の主旨の勧告が出された。その後、沖縄県出身者も、ジュネーブの人権理事会や人種差別撤廃委員会に何度も足を運び、勧告の撤回を要請したが、昨年8月に5回目の勧告が出された。

沖縄に生まれた全ての沖縄県人は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしており、自ら先住民族だと認識している人はほぼ皆無である。それにもかかわらず、国連はその後も勧告を出し続けている。つまり、国連の目には、自らを日本人だと訴える沖縄県人は、「日本政府の同化政策により、アイデンティティーを失い、自らを日本人だと勘違いしている可哀想な琉球人」と写ったということだ。最早、沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、「国際的少数民族の人種差別問題」だと認識されているのだ。

これを放置していると、この危険な誤解は更に国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかである。更には、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄に軍隊を派遣したり、また、海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど不用な紛争、差別を招くことになってしまう。

このような危険な勧告は沖縄の人々が国連に働きかけて出されたわけではない。実際、沖縄の地方議会では、先住民族について一度も議論されたこともなく、日本政府に先住民族として認めてくれと要請したこともない。また、全くマスコミでは報道されないので、多くの県民はその危険性どころか存在すら知らない状況なのだ。それは、沖縄県民が何一つ関与していないところで、東京を拠点に活動している反差別国際運動や市民外交センターなどのNGOが、国連に訴えたり、数年前から故翁長元知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄の政治家が国連で発言するよう手配をすることによっておこされた問題だからだ。

そうであるなら、これは、沖縄県だけの問題ではなく、日本国全体の問題だととらえなければならぬ。

沖縄県は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地であり、わが江府町からも出撃している。彼らは決して琉球人とい

う日本が侵略した先住民族の土地を守るため死したのではない。また、米軍統治下におかれた沖縄県の先人が選んだ道は、米軍への服従でも、琉球国独立でもなく、わが祖国日本への復帰であった。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるのだ。私達の祖国日本が永遠に繁栄するためには、このような誤った国連勧告は撤回させ、日本国民の絆を守らなければならない。

よって、江府町議会は、日本政府及び関係省庁に早急に「沖縄の人々は先住民族」だという国連各委員会の誤った認識を正し、勧告を撤回させるよう強く求めるとともに、国連が発信した沖縄の人々が先住民族だという誤った認識が、これ以上国際社会に広まらないように、速やかに正しい沖縄の情報を多言語で発信することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年9月20日

鳥取県日野郡江府町議会

.....

以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 発議第6号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第6号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第20 発議第7号

○議長（上原 二郎君） 日程第20、発議第7号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、三好晋也君。

○議員（6番 三好 晋也君） はい、議長。

○議長（上原 二郎君） 三好晋也君。

○議員（6番 三好 晋也君）

.....
発議第7号

令和元年9月20日

江府町議会議長 上原 二郎 様

提出者 江府町議会議員 三好 晋也

賛成者 江府町議会議員 阿部 朝親

賛成者 江府町議会議員 三輪 英男

地方行政調査特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び江府町議会委員会条例第5条の規定により、地方行政調査特別委員会を設置して、閉会中に次の調査を行うものとする。

記

1. 特別委員会の構成 10名

2. 調査事件 (1) 移住定住及び子育て支援制度について (2) 義務教育学校について

3. 調査地 (1) 茨城県猿島郡境町 (2) 茨城県稲敷郡河内町

4. 調査期間 令和元年10月23日から25日まで

5. 経 費 予算の範囲

提出の理由

1. 移住定住策及び子育て支援制度を考察のため 2. 義務教育学校の状況を考察のため

.....
以上です。

○議長（上原 二郎君） 発議第7号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第7号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

では、直ちに本委員会の正副委員長を互選し、結果を議長まで報告願います。

この場で暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時02分再開

○議長（上原 二郎君） 再開いたします。

では、報告のあった正副委員長は、次のとおりであります。

地方行政調査特別委員会委員長 三好晋也議員、副委員長 阿部朝親議員であります。

日程第21 発議第8号

○議長（上原 二郎君） 日程第21、発議第8号、総務経済常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部朝親議員。

○議員（3番 阿部 朝親君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 3番、阿部朝親議員。

○議員（3番 阿部 朝親君）

発議第8号

令和元年9月20日

江府町議会議長 上原 二郎 様

提出者 江府町議会議員 阿部 朝親

賛成者 江府町議会議員 森田 哲也

賛成者 江府町議会議員 川端 雄勇

賛成者 江府町議会議員 川上 富夫

賛成者 江府町議会議員 三好 晋也

総務経済常任委員会の所管事務調査について

総務経済常任委員会は、閉会中において次の調査を行うものとする。

記

1. 調査事件 町内所管事務調査及び施設調査
2. 調査地 江府町内
3. 調査事項 (1) 江府道路の工事状況について (2) 庁舎建設の工事状況について
(3) 第二共同水道の水源状況について (4) 道の駅の運営状況について
(5) NPO法人「こうふのたより」の活動状況について
(6) 米子道4車線化工事について
4. 目的 (1) 江府道路のトンネル工事の状況を把握するため (2) 庁舎建設工事の状況を把握するため (3) 第二共同水道の水源状況を把握するため (4) 道の駅の運営と今後の課題について調査するため (5) 業務委託の運営状況を把握するため (6) 米子道4車線化工事の状況を把握するため
5. 方法 行政担当者、関係者の説明、資料の提出、現地説明
6. 調査期間 令和元年11月27日

.....
以上でございます。

○議長(上原 二郎君) 発議第8号の質疑を行います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

[討論なし]

○議長(上原 二郎君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第8号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上原 二郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

.....
日程第22 発議第9号 から 日程第23 発議第10号

○議長(上原 二郎君) 日程第22、発議第9号、教育民生常任委員会の所管事務調査についてから、日程第23、発議第10号、教育民生常任委員会の所管事務調査についてまで、計2件を

一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

三輪英男議員。

○議員（7番 三輪 英男君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 7番、三輪英男議員。

○議員（7番 三輪 英男君）

.....
発議第9号

令和元年9月20日

江府町議会議長 上原 二郎 様

提出者 江府町議会議員 三輪 英男

賛成者 江府町議会議員 川端登志一

賛成者 江府町議会議員 長岡 邦一

賛成者 江府町議会議員 空場 語

総務経済常任委員会の所管事務調査について

総務経済常任委員会は、閉会中において次の調査を行うものとする。

記

1. 調査事件 町内所管事務調査及び施設調査
2. 調査地 江府町内
3. 調査事項 (1) 江府小学校 (2) 子供の国保育園 (3) 江府中学校 (4) 社会福祉協議会
(5) 老健施設あやめ
4. 目的 現在の運営状況と今後の課題についての調査
5. 方法 各事項とも行政担当者及び関係者に対し聞き取りによる現地調査
6. 調査期間 令和元年10月29日

.....
続きまして、
.....

発議第10号

令和元年9月20日

江府町議会議長 上原 二郎 様

提出者 江府町議会議員 三輪 英男
賛成者 江府町議会議員 川端登志一
賛成者 江府町議会議員 長岡 邦一
賛成者 江府町議会議員 空場 語

教育民生常任委員会の所管事務調査について

教育民生常任委員会は、閉会中において次の調査を行うものとする。

.....
——1枚おはぐりください。
.....

記

1. 調査者 教育民生常任委員5名
2. 調査事件 (1) 義務教育学校の取り組みについて (2) 分離型学舎の見学について
(3) 特別史跡旧閑谷学校について
3. 調査地 鳥取県鳥取市鹿野町・岡山県備前市閑谷
4. 調査期間 令和元年11月7日から8日にかけて
5. 経 費 予算の範囲内
6. 提出の理由 (1) 分離型義務教育学校について考察するため (2) 日本三大学府の
閑谷学校について考察するため

.....
以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第22、発議第9号、教育民生常任委員会の所管事務調査について。

発議第9号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第9号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。
日程第 2 3、発議第 1 0 号、教育民生常任委員会の所管事務調査について。
発議第 1 0 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（上原 二郎君） ないので、質疑を終結します。
討論に入ります。

〔討論なし〕

- 議長（上原 二郎君） 討論なしと認めます。
採決を行います。
発議第 1 0 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。
-

日程第 2 4 議員派遣の件について

- 議長（上原 二郎君） 続きまして、議長発議として日程第 2 4、議員派遣の件についてをおはかりいたします。

江府町議会会議規則第 1 2 7 条第 1 項に係る議員派遣 2 件について、お手元に配付のとおり行いたいですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、2 件の議員派遣を行うことに決しました。
-

日程第 2 5 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） から

日程第 3 0 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会）

- 議長（上原 二郎君） 日程第 2 5、閉会中の継続調査について（議会運営委員会）から日程第 3 0、閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会）まで計 6 件を一括議題といたします。

議会運営委員会、総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報公聴常任委員会、庁舎等公共施設建設調査特別委員会、議会改革調査特別委員会の各委員長から会議規則第 7 5 条の規定に

より閉会中の継続調査の申出書が議長の手元に届いております。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決しました。

○議長（上原 二郎君） お諮りいたします。本定例会の会議に付託された事件は全て議了いたしました。会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会は、これをもって閉会することに決しました。

以上をもって、令和元年第5回江府町議会9月定例会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

午前11時12分閉会
